

平成27年度第1回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成27年5月26日(火) 10時25分～11時30分
2. 場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室4
3. 出席委員：伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 平成27年度政治資金適正化委員会の主な審議事項(案)について
 - (2) 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
 - (3) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (4) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 平成27年度政治資金適正化委員会の主な審議事項(案)
- 資料2 平成27年度フォローアップ研修の説明ポイント(実務向上研修)
- 資料3 フォローアップ研修に係る研修参加証明書の発行等について
- 資料4 フォローアップ研修(実務向上研修)実施状況について
- 資料5 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 払込金受領証の取扱いについて
- 資料B 政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加について
- 資料C 平成27年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料
- 資料D フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧(平成27年度6～8月分)

(本文)

【伊藤委員長】 それでは、少々早いですけれども、おそろいですから、ただいまから

平成27年度第1回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、まず事務局より人事異動の挨拶がありますので、お願いいたします。

【千葉事務局長】 去る4月1日付で着任いたしました政党助成室長、坂越健一です。

【坂越政党助成室長】 坂越といたします。よろしくをお願いいたします。

【伊藤委員長】 次に平成26年度第5回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第5回委員会の議事録について御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成26年度第6回委員会の議事録については、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等がありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「平成27年度政治資金適正化委員会の主な審議事項(案)について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 資料1をお願いいたします。平成27年度の主な審議事項(案)ということで、その他を含めて大きく4点挙げております。

1番でございますが、「政治資金監査の質の向上について 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言」ということで、取りまとめ第2期を受けまして、これまでの研修を中心としました取り組みに加えまして、「政治資金監査の質の向上」として総務省、都道府県選挙管理委員会から収支報告書や政治資金監査報告書の誤記等につきまして、当委員会に報告するよう協力を依頼し、その報告に基づきまして平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象として、当委員会から個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行うということで、本年の1月から作業を依頼しているところです。

各選管からの報告は12月には委員会に寄せられるということになっておりますので、御審議の上で、実際に指導・助言を行っていくこと、またその報告状況を踏まえまして、見直しについて審議することを1としております。

また2番としましては、1番の質の向上とも関連いたしますが、政治資金監査の一層の適正の確保のため、フォローアップ研修を実施すること、さらなる参加促進を図ることについて審議していただくことが必要かと思っております。

3番としましては、政治資金監査の実務に関しまして、これまで行っている取り扱いでございまして、登録政治資金監査人から寄せられる質疑等をきっかけに、現行の制度の運用を見直した方が、実態に照らして合理的なものがあるというような場合には見直していこうということで挙げておりまして、随時御審議いただきたいというふうに考えております。

裏面に行きまして、4番には「その他」といたしまして、登録政治資金監査人から寄せられる質疑などにつきまして審議をお願いすることを挙げているところです。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この点について何か御意見ございませんでしょうか。

それでは審議事項、この議題につきましては了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、第2の議題の前に、その他の議題といたしまして、「払込金受領証の取扱いについて」の説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 委員限り資料Aをお願いいたします。前回、御議論いただきましたように、1ページに例示しておりますような払込金受領証につきましては、政治資金監査において領収書と見るか、振込明細書と見るかで取り扱いが異なってくるということから、上の段にございます支出の目的が記載されているような場合には、いずれにせよ、受領しました払込金受領証を政治資金監査において確認するという事で問題は少ないのですが、下の段にありますような支出の目的が記載されていないような場合には、払込金受領証の性格をどう整理すればよいのかという点もあわせて問題となってまいります。

2ページでは、政治資金監査の方法としまして、政治資金監査における取り扱いを確認的に整理しておりまして、(1)領収書等がありました場合には当該領収書で確認すること。

(2)としまして、領収書がない場合で、領収書を徴し難い事情がある場合には、例外的に会計責任者において作成した徴難明細書を確認すること、さらにその例外としまして、振込明細書が提出された場合には、当該振込明細書と支出目的書で確認することになっております。

(3)としまして、領収書がない場合で、領収書を徴し難い事情がない場合には、会計責任者に亡失等一覧表の提出を求めることになっておりますが、その例外としまして、不備のある領収書であっても請求書等の書類によって、整合性が確認することができる場合

には、不備のある領収書を請求書等とあわせて保管するということによって監査できることとなりますので、「合わせ技」というふうと呼んでおりますが、その場合には亡失等一覧表の提出を要しないという扱いにしております。

3 ページに参りまして、支出の目的が記載されていない場合について表にしておりますが、これまで代理受領契約の有無で整理をしてきましたが、(2)の調査結果のところがございますように、代理受領契約の有無を外形的に知ることは困難でありますことから、問題になってまいります。

そこで4 ページですが、前回委員会においてお示した対応案のところですが、案の1では法律の取り扱いとして、いずれにするかを問わず、間違いのないところに立ち戻りまして、徴難明細書の作成とそれによる確認をするという案と、案の2としましては、払込金受領証を生かして、何らか「合わせ技」にするのか、支出目的書にするのか、何らかの対応をするという案をお示しして御議論をいただきました。

「前回委員会における主な議論」のところで紹介をしておりますように、代理受領契約の有無をもとにした取り扱いを求めることは困難ではないか。あるいは代理受領契約の有無によって政治資金監査上の取り扱いを変える必要はないのではないか。また政治団体以外の者が作成した書類があるのであれば、それらの書類を活用すべきである、ということで、総じて案1の徴難明細書に立ち戻るのではなく、案2を、代理受領契約の有無で分ける現在の考え方の見直しも含めて、より具体化すべきという方向性となりました。

これを受けまして、後ほど改めて対応案をお示ししておりますが、5 ページから7 ページにかけてのところでは、その前提としまして(1)法令上の取り扱いとして領収書等と振込明細書の政治資金規正法上の取り扱いの差について整理しておりまして、6 ページから7 ページにかけての表の太線で囲んでいるところですが、振込明細書には徴収義務がなく、徴収義務に対する罰則がないという点が異なる点となっていることを示しております。

(2)としまして、政治資金監査上の取り扱いについては7 ページの太線のところですが、領収書等ということになれば、「合わせ技」を認めていること、振込明細書では支出目的書を加えることで確認しているということを示しております。

そこで8 ページからが今回、お示しする対応案になっております。まず案の1でございますが、考え方のところにありますように、外形的に判別できない以上、代理受領契約の有無に基づいた取り扱いとすべきでないということから、せめて政治資金監査上の取り扱いとしては振込明細書として取り扱うということを明確化するものです。しかしながら、

留意点のところにありますように、会計責任者には法令上の書面の作成義務等が残っておりまして、その内容が代理受領契約の有無で変わってくるという問題点が依然として残されております。

そこで、案の2-1では、問題となります、支出の目的が記載されていない払込金受領証につきましては、金融機関で発行するこのような形態の場合、考え方のところにありますように、政治資金規正法上の振込明細書の定義を満たしているというふうに考えられますことから、政治資金監査だけではなく、法律上の振込明細書として取り扱おうというものでございます。

具体的な結果としましては、金融機関で支払った払込金受領証に支出の目的の記載があれば、領収書か振込明細書のいずれであるにしても、当該受領証を保存しておいて、それを政治資金監査の対象とするということになります。

ただし、留意点のところにございますように、これまで代理受領権限という概念を使ってきた説明ぶりを若干変更する必要が出てくること、また2つ目ですが、理屈の上ではありますが、代理受領権限のある者の発行した払込金受領証について、支出の目的の記載があれば領収書となりますのに、支出の目的の記載がなければ振込明細書になってしまう点が若干奇異な感じがすること。また具体的には当該払込金受領証を亡失した場合に差が出てくるといった点が問題点としてはございます。

そこで、2-2では2-1を一步進めまして、支出の目的の記載のあるなしにかかわらず、考え方のところにありますように、政治資金規正法上の振込明細書の定義を満たしているとも考えることもできるのではないかということで、政治資金監査だけでなく法律上の振込明細書として取り扱おうというものでございます。

具体的な結果としましては、考え方のところにありますように、コンビニで支払った場合には領収書等、金融機関で支払った場合は振込明細書ということで、支払い場所によって区別ができるということになります。ただし、留意点のところにありますように、支出の目的が記載されている場合には代理受領権限があれば、領収書等の要件も満たしているということになりますので、その場合、領収書等があるにもかかわらず、振込明細書として取り扱うということになれば、法律の11条1項で示されておりますように、まず領収書等の徴収を原則としているというふうに考えると、その考え方に抵触するおそれがあるというふうにも考えられます。

また、この案2-1、2-2、いずれについても言えることですが、法律上は徴難明細

書の作成ということも考えられますが、当委員会としまして、政治団体以外の者が作成した書類がある場合には、その書類によって支出の状況を確認する方が望ましいという方向性に照らしまして、取り扱いの周知に当たっては払込金受領証を保存しておいて、それで確認するのが望ましいという内容で周知することが適当ではないかというふうに考えております。

2-1と2-2の具体的な違いとしましては、支出の目的が記載されている場合で、さらになくした場合に、2-1では振込明細書をなくしたということで、徴難明細書の作成が可能な余地がありますが、2-2では振込明細書をなくしたということになりますので、徴難明細書の作成が可能ですが、案の2-1では領収書をなくしたということになりますので、亡失等一覧表に記載するといった点で、違いが出てくるというふうに考えられます。

資料としましては11ページ以下に関連の資料ということで、第1期及び第2期の委員会におきましても政治資金規正法上の領収書等の定義の見直しが何らかできないかということで議論したという経過がありますので、掲載をしております。

御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【田中委員】 確認させていただきたいのですが、代理受領契約があつて、かつ支出目的があつた場合は、今は領収書ではなくて、「領収書等」として扱っているということでしょうか。また、それは指針等どこか別に書いてあるのでしょうか。

【井筒参事官】 領収書その他の支出と称すべき書面で……。そうですね。前回の議論では「領収書」で、その他の方は……。領収書です。

【田中委員】 領収書なのですね。「等」ではないということですか。

【井筒参事官】 「等」のところが今、現状の解釈では空振っているというのが前回、確認的に申し述べましたので。

【田中委員】 それはガイドライン、あるいは取り扱いを書いた資料などに書いてあるのでしょうか。

【井筒参事官】 解釈なので、そこまでは書いていないです。

【田中委員】 案の2-2に関する留意点の最初の点ですけれども、確かにこういう指摘になると思いますが、私は案の2-2が一番簡単でよいと思います。この留意点の1番目ですけれども、仮に正式な代理受領契約がありますということを示して、さらにこの振

説明細書に目的が記載されていた場合には、これは領収書として取り扱うことを別に妨げる必要はないので、もしそういう人がいれば、それは当然、領収書で扱って結構ですよということではないでしょうか。一般的には、この代理受領契約があるかどうかはわからない場面では、またその取り扱いを区別するのが面倒なので、一律に扱うけれども、仮にその関係者がこれは正式な代理受領契約があって、かつその目的も書いていますから領収書として扱いたいと言え、別にそれは妨げないと、そういうふうに取り扱えばいいと思います。

【井筒参事官】 現物がある場合には、そういう差が出てこないということだと。

【田中委員】 いや、疑問があると言っている。

【井筒参事官】 なくしたときでも、あれは領収書だったのに、俺がなくしてしまったのだから、亡失を書きますよと言うのであれば……。

【田中委員】 ええ、一応形式的にはこれは正式な代理受領契約があったということですよ。

【井筒参事官】 妨げないんじゃないかとか。

【田中委員】 つまり、この留意点の最初の点は、本来領収書に該当するのではないかと思うわけです。そうすると、そごを来すという意味ですよ。

【森政治資金課長】 ちょっとよろしゅうございますか。これ、法律をどこまでしゃくし定規に読むかということなのでございますけれども、あくまでこの文言上、領収書等を徴さなければならないと。ただし、これを徴し難い事情があるときはこの限りではないというのが法律上の立てつけになっているという流れの中で、まずは大原則として、それはもう代理受領権限があるかどうかはわからないのだから、それは全部領収書等ではないんだというふうに決め決めにしてしまうというところが、少し乱暴なところがあるのではないのかなという感じも若干しないわけでもなく、そこで両方の案が今検討されているのだというふうには存じているのでございますけれども。

【大竹委員】 法律上、政治団体が収支報告書とあわせて提出する書面について、領収書であろうと、振込明細書であろうと、そのものだけでよろしいわけでしょう。提出する際に、明細書であっても、別にこれを断らずに、その写しを提出すれば、領収書と同じ取り扱いになっているわけですね。

【森政治資金課長】 はい、そうです。

【大竹委員】 したがって、規正法上の両方の突き詰めた違いがあるかもしれない

けれども、実際の取り扱いについては全く同じ取り扱いとされていると考えてよろしいわけですね。提出段階では。

【森政治資金課長】 両方の要件が満たされている場合にはそうです。

【井筒参事官】 当該書面の写しを御提出するということになっているという意味で、おっしゃっているとおりと思います。

【大竹委員】 あわせて、監査する場合にはその支出が本当に適正になされているかどうかを監査をするわけですから、それが振込明細書であろうと、あるいは領収書であろうと、そこについては実際的な違いはないだろうと私は思うわけですね。

【井筒参事官】 そうですね。現物がある場合は全く違いありません。

【大竹委員】 したがって、現物がある前提で言えば、この両方を法律上どっちかと突き詰めることはちょっと難しいかもしれないけれども、あわせて領収書あるいはそれに準じるものとして一緒に取り扱っていくということで、実態的には何ら法律の目的を損なうものでもないし、そういった意味では案の2で通した方がよろしいんじゃないかと思います。

ただ、その場合に、なくした場合については、やっぱり何らかの取り扱い方針を1つ決めておかないと、政治団体側に受領権限あるなしの判断を迫ることは、これは酷なことでございますから、多分、亡失では難しいと思いますので、徴難の方にかえてもらうとか、何らかの取り扱い方針を明確にしておけば、それでクリアできるのではないかなと思っております。

【井筒参事官】 すみません、今の大竹委員の話、あるいはその前の田中委員の話からしますと、基本的に現物があるときの取り扱いとしては、2-2を基本として書いておいて、ただなくした場合の取扱いは今、大竹委員がおっしゃったように、その場合には多分森課長がおっしゃったように、規正法上明らかに代理受領権限ありとわかっているようなレアなケースがもしあるとすれば、それはちゃんと領収書等であり、それをなくしたということで亡失に行かざるを得ない、という点を留保した上で、取り扱いを整理することかなというふうに思いますが。

【大竹委員】 そうしますと、なくした場合について、それが受領権限あるなしによって、差をつけて、受領権限があるなしによって徴難かあるいは亡失の方にきちんと書き分けなさいということを政治団体側に義務付けるということですか。

【井筒参事官】 受領権限がありとわかっているときには、亡失の方に書きなさいと、

それは法律上からするとと言わざるを得ないのではないかと。

【大竹委員】 ですから、それがわからないという前提で議論しているんですね、今。

【井筒参事官】 もちろん、そうです。

【大竹委員】 今はですね。

【井筒参事官】 はい。わかっているレアなようなケースについて、無理に法律上それは必ず徴難ですというふうに整理すると、法律上引っかけが出てくるということかなと思います。そこまではちょっと会計責任者に示すことにもなりますので、監査でこうなりますよということは、会計責任者に対する義務としても示すことになります。その1点を一応理論上は留保した上で、実際上はわからないければ徴難ということにせざるを得ないのかなというふうには思っています。

【大竹委員】 わかりました。

【日出委員】 すみません、今の件なんですけど、今の話だと、案の2-1の話になっちゃうことになりませんか。その2-2で話をされていて、明らかに目的が入っていて、それをなくしたといった場合には亡失だというのであれば、それは2-1の話なので、2-2では振込明細書で、徴難で行くと。

【井筒参事官】 そこは、2-2は基本、振込明細書なんですけど、振込明細書の要件も領収書の要件も両方満たしていて、かつ客観的にあれは領収書だともしわかっているようなケースがあるとすれば、それはやはり亡失に整理するというのが法律上の要求でしょうということところが1点ありまして、ただ、わからない場合に、その判断を政治団体に委ねるとかということになると、これ、どう取り扱っていいかわからないということになりますので、そういうような場合には、徴難等を取り扱ってやむを得ないということで、そういう意味で2-2がほとんどのところを占めると。

実際上は、我々の調査した範囲では、なかなか代理受領権限ありとはっきり言っているのはいくつですけども、少しその辺は整理をして、次回以降、書類についてどういう整理をするかというところを示す中で、実例がもし示せばいいのかなと思いますが、理論上やはりわかっている、領収書だけど、それは徴難でいいよということは、それは法律に反するというのが、政治資金課の見解だと思います。その1点、留保しているということだと。

【森政治資金課長】 今、日出先生が言われたように、わからない場合であれば、実は2-1と2-2の違いというのはあまりないというのが、わかっている場合で、なおかつ

領収書の要件を満たしていれば、2-1になるということですね、少なくとも。

【日出委員】 ですよ。

【森政治資金課長】 はい。

【日出委員】 結局、監査する側がなくしたものに対して、それが代理権限があったかどうかということまで、会計責任者が意識していたかどうか聞いた上で、これは徴難に行くんだ、亡失に行くんだという、監査上の判断をするとなると、結構難しくなるんじゃないかと思ったんですよ、正直な話。明らかにそういうふうなものをなくしたんだということを経営責任者が言うということになれば。そこを監査人はそれを追及していくような格好になるんですかね。

【井筒参事官】 監査人は基本的に、さらに調査することが求められているのではなくて、そこに出された資料をもとに監査をするわけですから、なくしたのが領収書で、あれは性質上そうだとするのはもうわかっているので、残念ながらあれは亡失だということであれば、それを前提に監査するということになるんだと思いますが。そこは変わりはないのかなと思います。

【日出委員】 そういうふうに考えるかね。

【大竹委員】 要するに亡失か徴難、どちらかに書いてあれば、それを前提として判断していくということですね。

【井筒参事官】 はい。

【大竹委員】 それが正しいかどうかまで追及する必要はないと。

【井筒参事官】 出されていない書類まで探す必要はないわけです。

【日出委員】 何かちょっと変だな。

【伊藤委員長】 ものすごく基本のお尋ねをするんですけども、徴難の明細書というのと亡失の明細書というのは、中身的にものすごく手間暇というか、違うものなんですか。

【井筒参事官】 徴難の方は、これは領収書を取らなきゃいけないというんだけど、振込という方法で領収書が出ないものだから、こう書いてありますと、いわば領収書がわりをものを提出したということで、収支報告書と一緒に公開されたときに、これはちゃんとやっているなということになります。亡失の方はその取るべき領収書をなくしたということになりますので、ここはある意味、事務がルーズというか、取るべきものを取っていないということを国民に公開するということになりますので、つくる手間としてはおっし

やるように、そんなに大して変わるものではありませんが、意味合いが変わってくるということだと思います。

【伊藤委員長】 そうすると信用性というか、そういうことですか。いいかげんなことをしているなという印象。

【小見山委員】 外から見ると。

【日出委員】 我々は会員に対しては不可抗力で取れなかったものは徴難でいいと。あとは過失によってなくしたものは亡失だよというふうな切り分けで指導はしているんですよ。

【田中委員】 そうすると、インセンティブの視点で見ると、紛失した場合に、本来、代理受領契約があるのにもかかわらず、徴難と扱った方が楽だという、そういうことがあり得るということですね。厳密にはですね。

【日出委員】 私は2-2だと、もう実務的には一番楽というか、いいのかなと思っていたんですけどね。

【小見山委員】 今も日出委員の御意見や田中委員や大竹委員の御発言のように、実務をやる側からは、やはり一枚一枚チェックする中であって、本当に代理受領契約がある会社と契約している会社の発行した資料かなという疑う発想が全くないわけですね、正直申しまして。ですから、やっぱり簡単に判断できるようなものにしていただく形が私はいいかと思うんですね。

それから今、御指摘があったように、なくした場合に、徴難と亡失の差は非常に我々違うものだという事はわかっておりますと、できるだけ亡失じゃなく、徴難の方で終わらせたいという会計責任者と意見は一致するかもしれませんね、そういう意味では。ただ、そのときに、何度も日出委員の方からお話があったように、こちらからわざわざ外に出て行って、これ、本当に代理受領権限があるのかどうか、確認してくれということまではやっぱり言えませんので、ですから、できれば私はその案の2-2をとっていただいて、監査する側にある程度、簡易に進められるようにしていただきたいのが1つと、なくなった場合のことはやっぱり書かなくちゃいけませんので、なくなった場合には、できればわからない場合には「徴難だよ」程度で書いておいて、何か暗に、その文章の中に、そこまで調べろというようなことまで至らないような文章の書き方で終わらせていただければありがたいかなというふうに、個人的に思っております。

【千葉事務局長】 ありがとうございます。今、いただいたような御意見を踏まえて、

おそらく支出の目的が記載されていない場合どうするかということが、これが私どもも時々質問を受ける点でございますので、そのことを、その場合にどうするかということを軸といたしまして、今、御意見いただきましたようなことも踏まえつつ、Q&Aの形になりますかね。また案を示させていただければというふうに思いますので、次回ぐらいですね。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【伊藤委員長】 きょうの段階は、これくらいで特にないですか。

【井筒参事官】 2-2、基本で、ただ理論的に引かかる点をどのように表現するかというのは、小見山委員おっしゃられたように、理論的に引かかるかどうかと、片方で監査人が目安として十分わかりやすいものかどうかという観点で、内容をまた具体的に御議論いただくと。理論的には一応2-2ベースながら、はっきりわかっているときに、それを振込明細とみなすわけにはいかないという線かなと思ひますので。

【千葉事務局長】 確かに監査人に対して過重な負担をかけないということ、これは今までも一つあったわけでございますので、それは一つの線を考えた上でやっていきたいと思ひます。

【大竹委員】 それは監査人とあわせて、この実際に書面を作成する会計責任者に対しても明示するということですね。

【井筒参事官】 会計責任者です。そうです。ひいては、ということになると思ひます。

【日出委員】 繰り返しますけれども、2-1の場合は、あくまで支出目的が代理受領権限があつて、目的が記載されているのは領収書ということで、なくせば亡失ですね。2-1は明らかにそうです。2-2のケースの場合は、そういったレアケースがあるかどうかちょっとわかりませんが、一応全体を振込明細書に考えると。あとはそれが目的があつたかないかというのは、会計責任者しかわからない話なので、それがなくなった場合には……。

【井筒参事官】 そうですね、はい。

【日出委員】 一応、会計責任者の方の処理の、いわば徴難で行くんだつたら徴難で考えると、監査人とすれば。あと、本人がどうしても亡失だと言うのであれば、それは亡失なんだろうなというふうに考えていくが、会計責任者の方の処理に沿つた形で……。

【井筒参事官】 監査人はやると。

【日出委員】 監査人としては考えればいいという立場でいいのかな。

【井筒参事官】 基本はそういうことで考えてお示ししようと思ひています。ちょっと

やってみて。

【日出委員】 わかりました。

【伊藤委員長】 総務省的に言うと、この領収書に該当するものは、徴難明細書を取らないといけないと法律に書いてあるから、その辺でちょっと2-2は、すっとは行けないんじゃないかという考えがあるわけですか。

【井筒参事官】 そうですね。領収書をなくした人を、それは振込明細書をなくしたのと同じに、徴難をつくれればいいよというわけにはいかないというところだけが引かかるということです。

【田中委員】 原則は資金課長がおっしゃられるとおりなので、細かく書くとすれば、そのマニュアルどおり、それを領収書として扱うならどうぞと書くか、そこはもう書かないで、問い合わせがあったときに、それはそのように扱ってもいいですよと答えるか、ということではないでしょうか。どちらでもいいと思いますが、実質的には領収書として代理権受領契約があった場合でも別に妨げないという意味だと思います。

【森政治資金課長】 實際上、これまでも領収書として取り扱っておられる会計責任者も多分おられると思うんですね、実務的に。その部分について、監査の関係からそれは全部、原則として振込明細書なんだというところまで言い切るというのも、少しリスクがあるかなという気がするものですから、そこら辺ちょっと言い方等は少しよく考えていただいた方がいいかなというふうには思っております。

【千葉事務局長】 おそらく、ちょっと誤解を恐れずに申しますと、現実の効果としては、ほぼ2-2に近いような取り扱いになるのかなというふうに。

【伊藤委員長】 とにかく、つくる人も、それを監査する人も簡単でないといけないですよ。あまり複雑で、場合分けがたくさんあるというのはどうかというような気がするんですね。

【大竹委員】 そうですね。

【伊藤委員長】 実際の税務の世界、企業なんかのときでも、そんなに細かいですかね。

【小見山委員】 いえいえ、こちらの領収書の定義は非常にしっかりし過ぎちゃっているものですから、ですから、目的を書いていなくちゃいけないとか、住所を書いていなくちゃいけない、本社の所在地ですね、そういうのを書いていなくちゃいけないという、それがあるからこそ、こういうケースが出てくるんですが、一般の監査をしているときは、大体どういうものだからよくわかっておりますから、だから我々もその中で想像しながら、

支払いの明細書が領収書だという発想でもやっております。

【伊藤委員長】　　そうですよね。

【小見山委員】　　はい。

【伊藤委員長】　　普通の正規の領収書もレシートも、ペタペタと張って、これは領収書がわりだと、広い意味の領収書だとして、やっていますよね。

【小見山委員】　　はい。

【伊藤委員長】　　実際にはね。だから、その形式がそこだけ何かえらく厳しくしても、問題はそんなところじゃないはずなので、そもそもは。だから、そののところ、上手に何か表現できれば一番いいような気がします。

【千葉事務局長】　　次回に。

【伊藤委員長】　　じゃ、この問題はこの程度でよろしいでしょうか。また次回以降の委員会にお諮りして、どういうふうにして周知するか決めていこうというふうに考えます。

次に、その他の議題といたしまして、「政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加について」の説明を事務局にお願いいたします。

【井筒参事官】　　委員限り資料のBによりまして御説明いたします。Q&Aの改定が1件、追加を1件行おうとするものです。1が改定でございまして、領収書のあて名についてでございます。趣旨のところに書いておりますように、政治資金規正法では記載事項とはされていないのですが、政治資金監査におきましては1件当たり1万円を超える高額領収書について確認をお願いしているということから、登録政治資金監査人の方から会計責任者に対する周知の要望がありまして、Q&Aを改定して、登録政治資金監査人や会計責任者に対して周知をしようというものです。

2ページに参りまして、下段の現行のQ&Aを上段のように改定しようというもので、最初の段落は改定前のQ&Aにもあるとおりでありますが、その下に法の規定上、あて名の記載までは求められていないことに並べまして、政治資金監査においてはあて名の確認等が求められていることを示すなど、政治資金監査における取り扱いを記載しております。

この件につきましては、3ページにありますように、昨年第3回の委員会におきましてフォローアップ研修参加の登録政治資金監査人からの質問に対する回答を検討した際に、右下にあります最後の段落のところ、「また今後は「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」に掲載する等、会計責任者向けにもあらかじめ周知を図っていく予定です」というふうにしておりまして、当委員会のQ&Aをこの手引きに掲載するなど、周知を図ってい

くということができると考えております。

4ページに行きまして、2でございますが、追加のQ&Aで、質の向上の取り組みの趣旨に関するものでして、注意喚起を行うことによって、政治資金監査のさらなる質の向上を図ることを目的としておりまして、個別の指導助言の対象となったことをもって、政治資金監査を行うことができなくなるわけではないという旨を明示しております。

内容としまして、登録政治資金監査人の方々に昨年12月にお送りしました周知文書のポイントを記載したものになっております。

御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件について御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【大竹委員】 よろしいですか。政治資金監査をする上において、あて名書きがあるのが望ましいということはもちろんでございますね。ただ、その前提といたしまして、その領収書をとるのは会計責任者ですから、会計責任者に対してあて名を書いたやつをとるようにと、徹底する必要があると思いますね。そのことを忘れないようお願いしたいと思っております。これは政治資金課の方ですか、これらの方は。

【森政治資金課長】 会計責任者も様々な政治団体もございますので、政党等といった、そういうしっかりしたところについてはいろいろなコミュニケーションの場もあろうかと思うんですけども、招くというところはなかなかしんどいところがあるかもしれませんけれども、いろいろなことに気をつけることが、やれることがあれば対応してまいりたいと思っております。

【伊藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。

【田中委員】 基礎的な話で恐縮なのですが、1万円の話は法律に規定されているのでしょうか。

【井筒参事官】 法律には書いてあります。政治資金監査の導入の際に、法律上義務がない中で、どこまで確認をするかというところで線引きをしたものです。公開されるかどうかという法律上の扱いが大きく違いますので、それをもとにして、もともと公開されるかどうかでしょう。

【田中委員】 今のお答えで、1万円を超える支出、その求められている根拠は何かと聞かれたときに、どう答えるのかなと思った次第です。役所の指導と思う人もいますかと思っております。

【井筒参事官】 当初のQ&Aで、この領収書として認められるかにつきましても、委員会で議論がありましたようでして、その他議題のところ、領収書の定義について小見山委員からもございましたが、領収書の定義の中にあて名が入っていないものですから、それがもう広く、ある意味とることで流通している中で、政治資金監査を入れると。あて名のない領収書がいっぱいある中で、監査を入れるというところで線を引こうところで出てきたのが1万円超ということで、そういう意味では根拠は法律には求められないので、政治資金監査でそこは見るようにしているということになります。

【大竹委員】 今おっしゃっているのは、2ページの上の方のAの方ですけれども、要するに「あて名の確認等が求められています」と書いてありますね、下から3行目。この求められています、どこから求められているのかということの御質問だったのではないかと思います。法律ではないんですか。

【井筒参事官】 法律ではなくて、これは政治資金監査マニュアル。

【大竹委員】 マニュアルですね。

【井筒参事官】 マニュアルです。委員会の決めたマニュアルでこうなっていますということ。田中委員がおっしゃるように、それは法律の根拠ですかというのに対しては、それは法律ではなく監査マニュアルですということになるんだと思います。

【大竹委員】 そこまで書き込むと、実際監査する場合、大変なんじゃないですか。

【小見山委員】 実は監査する者は、領収書だけあってあて名が書いていない、空欄になっているような領収書については、これはどこかからもらってきた領収書かなと、こういう発想になってしまいます。ですから、少なくとも日付と金額とあて名と、それから、できればもちろんどこのところが発行した領収書かということが含まれますが、あて名というのは大きな要素に入ってくるんじゃないかなという感じはしますね。ですから、必ずそれはあて名については、監査をしている者については見ていると思います。

【日出委員】 税務上も一緒ですね、取り扱いは。やっぱり5つぐらいの要件がありますから、領収書には。あて名と目的と金額、年月日、そして支出先の住所、名前、これは基本的な項目なので、あて名が欠けているということ自体が変なんですね、正直な話。

【大竹委員】 使い回しがありましたよね。領収書の使い回し、あて名が書いていないものが使い回しするわけですね。そうしますと、ここで「あて名の確認等が求められます」と書き切っても、監査する側としては特に問題はないと言ってよろしいですね。

【小見山委員】 はい。

【日出委員】 マニュアルにも書いてありますね。高額領収書のあて名の確認。

【伊藤委員長】 では、この議題につきましては、了承いただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

次に第2の議題といたしまして、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修についての説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 まず資料2と委員限り資料のCをお願いいたします。委員限り資料Cがフォローアップ研修の資料そのものでございますが、分量がございますので、ポイントとなる点につきまして資料2を御覧いただきながら御説明したいと思います。

1としまして、質の向上の取り組みとして、個別の指導・助言。具体的には12月下旬以降に監査人に行くことがあるということを説明しております。

2は昨年3月の取りまとめ第2期を受けまして、自己監査になる場合について、前回の委員会で所管庁に検討を求めることにしたと、いずれ法令で定められるということを説明しております。

3、4は例年どおり、直近の収支報告書の概要、政治資金監査報告書の概要となっております。

5は政治資金監査報告書の作成等に関し、特に留意すべき点ということで、具体的に誤りの事例を挙げながら説明するようにしております。

6は、今回新たに演習問題と題しまして、領収書等の例を示しまして、どのような作業を行うべきかということを説明することにしております。

7は、参考資料として委員会のホームページ、チェックリストを掲載しております。

以上です。

【伊藤委員長】 この件につきまして御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

フォローアップ研修資料ということは、フォローアップ研修に来た人に渡すというものなんです。

【井筒参事官】 そうです。

すみません、引き続いて資料のDもあわせてここで説明になります。失礼しました。委員限り資料Dをお願いいたします。フォローアップ研修の参加者からの質問でございます。

1番は明細書についてということですが、過去にも質問がございましたが、それに加え

まして、明細書がない場合の監査報告書への記載についても質問をされておりますので、政治資金規正法第10条の定義あるいはQ&Aを御紹介した後、明細書が保存されていないような場合には記載の必要がないことをお答えをしております。

2番と3番、2ページに行きますが、ともに払込金受領証に関するもので、2はコンビニで公共料金等以外のものを支払った場合にも受け取りは領収書等であること。

それから3は支出の目的が記載されていない場合に、コンビニで支払った受け取りは領収書等の要件を欠いていますので、徴難明細書の作成が必要になるということをお答えをしております。

4番は領収書等には支出を受けた者の住所が必要であるということの確認でございます、金額の多寡にかかわらず、法律上の義務とされていること、その上で社会通念上、困難である一定の場合には、政治資金監査上、不備とは取り扱わないということをお答えをしております。

5番はSuicaということですが、プリペイドカードを利用した場合の記載につきまして、原則としてチャージの際と、プリペイドカードで支払った際の両方を記載する必要があることと、例外的に交通費として使用する場合に限り、簡易な記載が認められるという当委員会の見解を紹介をしております。

6番はどのように記載したらよいのかという質問ですので、自己監査が適当でないということに触れました後で、記載方法をお答えし、最後に政治資金監査の対象としては支出のみであるということをお答えをしております。

4ページに行きまして、7番は補助金受給企業の寄附禁止に関する質問ですが、政治資金監査の対象は支出のみであるということを確認しました上で、当委員会では補助金の状況について把握していないこと、また最新の動きとしまして、平成27年度予算計上分についての動きがあることを御紹介をしております。

8番は政治資金監査報告書の記載についてということで、使用人を使用しない場合に、業務制限の記載で、使用人のことに触れる必要がない、言及が不要であるということをお答えをしております。

9番は政治資金監査の職務内容についての質問で、収入あるいは支出の妥当性までは職務に含まれていないということをお答えをしております。

御説明は以上です。

【伊藤委員長】 何かございましたら、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 では、本議題につきましても御了承いただいたということで、次に参ります。

次は、本議題に関連したその他の議題といたしまして、「フォローアップ研修に係る研修参加証明書の発行等について」及び「フォローアップ研修（実務向上研修）実施状況について」の説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 資料3と資料4をお願いいたします。

資料3はフォローアップ研修の参加者に対しまして、研修参加証明書を事務局名で発行し、士業団体の継続的研修に参入されていることの周知を図るなどして、参加促進に役立てようというものでございます。

資料4は前回の委員会におきまして、平成26年度までのフォローアップ研修で、登録して研修を受講した監査人の方が半数を超えていることを御報告しました際に、委員の方から地域別の状況について御質問がございましたので、作成をした資料です。

事務所の所在地で、都道府県別に分けて、上から大きく3つに分けておりまして、受講率が高く、未受講の率が低いグループ、真ん中、平均的なグループ、下が受講率が低く、未受講の率が高いグループというふうに分けております。一見したところでは、登録者数や登録の率と受講率の高低というのに関係していないようでございます。また一番下のグループを見ますと、フォローアップ研修を開催していない県では受講率が低くなっているという傾向がありますので、この点、もう少し検討しまして、今後のフォローアップ研修の開催地の決定に当たって参考にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件について御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【田中委員】 茨城、千葉に住んでいる人は東京に行くということだと思いますが、それ以外の新潟、福井、山梨、長野、佐賀の方はそれぞれどこに行くことになるのでしょうか。福井は金沢ですか。

【井筒参事官】 そうですね。

【田中委員】 新潟はどこに行くのでしょうか。

【千葉事務局長】 新潟、長野辺りは意外と埼玉に出てきて、受けています。

【田中委員】 それは少々離れていますね。

【井筒参事官】 参加の状況で言いますとですね。

【千葉事務局長】 ただ、どれだけの数が、割合が来ているかというのはともかくとして。

【田中委員】 常識的なところで、どこに行くかということなんですね。山梨も東京ですか。

【千葉事務局長】 山梨もおそらく東京です。

【田中委員】 佐賀は。

【千葉事務局長】 福岡でしょうね。

【田中委員】 福岡ですか。

【関参事官補佐】 山梨は東京が多いですね。佐賀は福岡です。

【日出委員】 今、税理士会の方でも、研修の義務化ということで、かなり研修に対していろいろな方法を使ってやっているんですが、なるだけ会場型で集まっていたいてやる研修もいいんですが、そこをキーステーションにして、ユーチューブか、ユーストリームとかあいつたものを利用して、自分のその場所で、画面でもってネットを使ってやるという方法も今考えて、現実的にやっているんですよ。やはりどうも会場型で、来なさいというふうな形のもの、なかなか難しくなっているのかなというのが現状なので、無理には言いませんけれども、一考していただければありがたいなと思っています。結構、成果が上がってきているんですよ。うちの税理士会の会館とかいろいろところでやることによって、結構、参加率も上がってきているのが現状なので、御参考までに。

【千葉事務局長】 ありがとうございます。

【伊藤委員長】 よろしいですか。どうぞ。

【田中委員】 関連ですが、録画してインターネットで見られるようにすることも考えられます。技術的な課題はありますが、最後まで録画をちゃんと見ないと、受講を認めないという仕組みにできると思います。もちろん手間暇かかります。

【日出委員】 途中でチェック項目を入れていく、確認していく……。

【井筒参事官】 今、放送自体をするのは、それほどではないんですが、まさに田中委員、あるいは日出委員がおっしゃったように、受講の確認の仕組みをつくるとか、間にテストを入れて、そこを超えないといかないとなると、急につくり込みの費用がかかるというようなことも聞いておりますので、ちょっとそこは検討した上でないと難しいかなと思います。

【伊藤委員長】 ちょっと戻っちゃいますけれども、さっき言われた演習問題というのは、その場でやるわけですか。そうでなくて。

【井筒参事官】 これはその場です。

【伊藤委員長】 採点か何かをしてもらうような格好で。

【井筒参事官】 いや、少し考えてもらってと。

【関参事官補佐】 基本的には時間があまりないでしょうから、見ていただいて、それで解説をしていきたいと考えております。

【伊藤委員長】 ここだけ説明する。

【関参事官補佐】 はい。

【日出委員】 ちょっといいですか、この演習問題で1点だけ。今、ちょっと見ていて気がついたんですけど、この95ページの領収書3がありますよね。これを見てどういった問題点があるかということなんですが、これの回答が98ページのエで、領収書3について、あて名が記載されていない云々、ここはいいんですが、最後、「確認できない場合は領収書等亡失等一覧表の作成を依頼」というふうになっているけど、これ領収書は亡失されて、現実にあるけれども、これは亡失になるということになるんですか。ここ、私も基本的な話なので、ちょっと今疑問に思ったんだけど。

【滝川参事官補佐】 領収書の3については支出の年が記載されておりません。領収書につきましては年月日が記載されていなければならないというふうになっておりますので、年が記載されていない場合については、基本的には亡失等一覧表に書かなければならないんですが、請求書等におきまして、この領収書が何年に発行されたかというのが確認できれば、亡失等一覧表には扱わないというのが政治資金監査上の取り扱いとなっております。ですので、領収書の紙はあるのですけれども、政治資金規正法上の領収書は存在していないというのが、政治資金監査上での扱いとなっております。

【日出委員】 年か。

【関参事官補佐】 月日じゃなくて年だけ。

【伊藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは次に第3の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 資料5をお願いします。1の登録政治資金監査人の登録状況でございますが、登録者数は一番下にあります4,607名となっております、前回委員会で御報

告した、平成27年3月6日現在のものと比較しますと、その後、登録が36名、抹消が36名あったということで、結果として全く同じ数字になっております。

裏面に参りまして、2の研修の実施状況ですが、5月15日現在の数字で、登録時研修が4月分20名、5月分2名ということで、平成27年度合計で22名、これまでの合計で4,742名ということになっております。

3、4のフォローアップ研修は、平成27年度の方は6月からの予定でございましたので、実施されておられません。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきましてはいかがでしょうか。本議題についてはよろしいでしょうか。

それでは本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますか。

【井筒参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、明日、5月27日の夕方頃に確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

【井筒参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、7月28日火曜日の午前10時半より開催させていただきたいと存じます。

【伊藤委員長】 本日は長時間にわたり、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

(以上)